

広島地方裁判所委員会（第22回）議事概要

第1 開催日時

平成23年2月18日（金）午後3時00分～午後5時00分

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 相澤吉晴，河合文江，北村浩司，木村 豊，芝田俊文，寺川良一，野々上友之，檜谷義美，松村秀雄，山田 康，吉原 誠，吉村幸子（敬称略 五十音順）

[事務担当者] 小林事務局長，奥田総務課長，岡野広島簡易裁判所庶務課長，倉迫総務課課長補佐，山名広島簡易裁判所主任書記官

第4 議事（発言者： 委員長， 委員， 事務担当者。議事内容については，別紙のとおり）

1 新任委員紹介

2 議事内容の公開方針等について

3 傍聴者について

4 議事

(1) 裁判官の研修制度について

(2) 簡易裁判所の民事事件について

5 次回のテーマについて

裁判員裁判の運用状況について

6 次回期日

平成23年7月5日（火）午後3時

(別紙)

1【新任委員紹介】

(委員長から、新任委員2人を紹介し、同委員からあいさつがあった。)

2【議事内容の公開方針等について】

(委員長より、本委員会での議事については、事前に報道機関から申出があれば、議事開会前までの撮影及び開始後のペン取材を認めており、また、議事内容については、広島地方裁判所のホームページ上に、委員長、委員、事務担当者の別だけが明らかになるように編集の上、議事の概要を掲載している旨説明)

3【傍聴者について】

(委員長から、本日の委員会について、地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ委員会の委員が傍聴される旨の報告があった。)

4【裁判官の研修制度について】

(事務担当者から、資料2に基づき説明)

司法研修所実施分の裁判官研修への参加者が年間50人程度と聞いているということであったが、これは、職務導入研修や裁判分野別研究会等の全てを合わせて年間50人程度ということか。

年間50人程度とは、派遣型研修の全国的な年間参加人数である。

派遣型研修の派遣先についてももう少し詳しく教えていただきたい。また、裁判官の留学に関し、留学を終えた裁判官は、留学先で学んだ専門知識を生かせる分野の裁判を担当するのか、それとも、留学は研修の一過程だという位置付けで、担当分野としては考慮されないのかについても伺いたい。

派遣型研修の全国レベルでの派遣先としては、報道機関、民間企業、日本銀行のほか、知的財産権の専門的な研修先として、東京理科大学大学院や理化学研究所が選ばれているようである。

なお、報道機関の具体的な派遣先としては、読売新聞社、産経新聞社、朝

日新聞社，共同通信社，日経新聞社，毎日新聞社，NHKが選ばれているようであるが，民間企業の具体的な派遣先については把握していない。

現在，広島地裁の裁判官1人がアメリカに留学し，民事訴訟手続の中のクラスアクション（集団訴訟）について研究しているが，帰国後，その研究テーマが裁判実務に直結するということではないと思われる。また，留学経験のある他の裁判官についても，留学時の研究が現在の職務と結びついているかといえば，多分，直接的には結びついていないのではないかと思う。

裁判所が扱う事件は種々の専門分野や特殊分野に分かれていると思われるが，裁判官の場合，自分の担当する分野についての希望は考慮されるのか，また，不得意分野を担当せざるを得ない場合はどうするのかについて伺いたい。

裁判官は，専門分野が弁護士や医師のように分かれていないということがある。例えば，支部の中には裁判官一人の庁もあり，個々の裁判官の得手不得手の分野もあるかとは思われるが，そこでは一人で民事事件と刑事事件の両方を担当することになるため，おのずと専門的に分かれないう面がある。また，基本的な問題として，裁判を受ける側が素人で，裁判をする側だけがプロであってよいのかという点もある。医師の世界であれば，専門的になることについてのマイナス面は考えにくいと思われるが，裁判所においては，裁かれる側に分かる理屈で裁くことが要求されるため，専門的な知識が必要ないとは言わないが，一人の国民として分かることが大事だという側面が多分にあると思われる。我が国の裁判官がどうあるべきかという問題については，司法制度調査会においても，ゼネラリストがいいのかスペシャリストがいいのかといった議論も行われていたが，現在では，例えば医療事件を専門的に扱う部，労働事件や知的財産権を専門的に扱う部といった専門化が行われるようになってきており，裁判官も少しは専門家になりなさいというのが司法制度調査会の意見だったのだと思っている。

人事の側面からは、裁判官は、これまでの担当分野などの経歴や、本人の希望などをふまえて配置されることとなるが、スペシャリストの育成という面においては、知的財産権の紛争を専門的に扱う知的財産部への配属を幾度か繰り返すことにより、スペシャリスト的な人材が生まれている面はあるが、医療事件のスペシャリストが育成されているかということ、必ずしもそうではないという認識である。

派遣型研修における派遣先は大企業が中心であり、例えば、医療の現場での研修についても、大学病院、大病院、総合病院での研修がほとんどである。今後は、中小企業、小企業、あるいは田舎の地方の小病院での研修なども取り入れてもらえればよいと思う。

裁判分野別研究会については、個々の裁判官が必ずどこかの分野の研究会に参加することになるのか。また、その参加の範囲は全国規模か、地裁単位のレベルか伺いたい。次に、別紙2の判事補に対する職務導入研修の欄に、「自己研さんとOJTを基本とした主体的・自律的な成長を支援するための研修を実施」と記載してあるように、裁判官研修の理念は、自己研さんとOJTを基本とした主体的・自律的な成長にあり、それを支援するための裁判分野別研究会や派遣型研修は、ある種の動機付けのような位置付けという認識でよいか。

裁判分野別研究会については、各裁判官が年1回どこかの研究会に参加しなければならないという枠組みではなく、司法研修所からの全国規模での募集の内容に沿って、各地裁から裁判官が参加するという形となっているため、場合によっては、毎年参加する裁判官や1、2年間参加しない裁判官が出ることもあり得るが、それはその時々状況によると思われる。

補足すると、裁判分野別研究会は基本的には応募型であり、参加を希望する裁判官から選ばれることになる。所長の立場からすると、できるだけ多くの裁判官に参加してもらいたいが、3人希望したけれども結果的に2人しか参加できないということもあり得る。

裁判官研修の理念の点については、先ほど話のあったとおりであり、同様の認識を持っている。今の日本の裁判所においては、弁護士から裁判官に任官するケースもあるが、基本的にはキャリアシステムとなっており、さらに、裁判官任官後5年間は単独で裁判を担当することができず、合議体の左陪席を務めることになるが、この間の3分の1かあるいは半分くらいは、事件の処理を通じて、裁判官が裁判官として成長していくための自己研さんを行う体制になっていると理解していただければよいと思う。また、先ほど、研修はある種の動機付けという意見があったが、そのとおりだと思う。

判事補、判事、部総括といった職種ごとの裁判官が全国から集まり、抱えている問題の共有や協議を行うような形の研修は行われているか。

事務局より説明のあった職務導入研修がそれに該当し、例えば、初めて部総括裁判官の発令を受けた場合、その年に初めて部総括になった裁判官と一緒に集まり、今の裁判所の抱えている問題や、一緒に仕事をしている裁判官や書記官のある種の管理まで議論をするということになっている。また、研修という枠組みではないが、地方裁判所単位や高等裁判所単位、さらには高松高裁管内と共同で実施している各種協議会、例えば、破産事件を担当している裁判官が集まり、協議問題を自分で出して、全員で討議することがあるが、実は、これらの協議会に参加することが非常によい研修となり、他庁の運用状況や不足している知識を認識できるという意味においては、一定の年代になると、研修よりも実践的に身に付くような気がしている。

倫理上の不祥事を裁判官も起こすこともあるが、司法研修所においては、倫理面における研修も行っているのか。また、全国規模で関連するような事件がある場合、そのようなものも研修の対象に含まれるのか伺いたい。

後半の質問については、例えば、過去に公害が全国的な問題となった際、最高裁判所が主催して、公害問題についての会同、平たくいえば協議会を開催していた。最近は個別の問題に限定して開催することは少し減ってきたが、それでも、労働一般とか行政一般については同じような形の協議会が行われ

ていると思われる。

協議会や実務研究会は本委員会では触れなかったが、中央で開催する場合は、最高裁に各地裁の代表者が集合して協議会なり実務研究会を開催しており、最近であれば、裁判員裁判の運用に関する研究会が開催された。

なお、倫理面に特化した研修は行われていないと思うが、本日説明した職務導入研修において、職務についての心構えや規律など、一般的な形での研修は行われている。

裁判所では分かりやすい裁判となるための努力が行われており、その点に関しては昔と比べて随分変わったと思うが、裁判員裁判のことを考えれば、もっと努力されるべきだと考えている。昔は、何を言っているのか全く分からない裁判官もいたが、そういうプレゼンテーション能力というか説明能力に関する研修は実施されているか。

派遣型研修の詳細を把握していないが、もしかすると、派遣型研修の中でそのような体験をしている例はあるかもしれない。

恐らく、プレゼンテーション能力や説明能力に絞った形での研修は行われていないが、現在では講義のみの研修はほとんどなくなり、研修員自らがテーマを選択し、それについてのプレゼンテーションを行わせるという形式が採られており、そのような意味では、研修の在り方が随分変わってきたという気がする。

裁判所書記官や裁判所事務官の研修においては、民間のアナウンサーや民間企業等でも研修講師を務めておられるような方々に講師をお願いして、接遇面等の現状のレベルを職員に認識させ、以後の事件当事者等へ適切な対応に役立てられるような研修を実施しているところである。

相談を受ける中で、調停や裁判の中での何げない言葉により、非常に傷ついているという事例を見かける。DV事件や性犯罪は本人が訴えなければならぬというハードルの高さもあり、傷ついている被害者がさらに二次被害に遭わないよう、そういった意味での裁判官の倫理観や人に対する対応を

研修のベースに置いていただきたい。また，こういった点は裁判員裁判の中でも問題となり，女性にとっては大きな課題でもあるので，研修の中で議題として取り上げていただきたい。

プレゼンテーション能力や被害者の気持ちをさらに傷つけないような対応という観点はもう少し必要であると思われるため，御要望としてお伺いしたい。

5【簡易裁判所の民事事件について】

(事務担当者から，資料3に基づき説明)

前回の委員会で調停室等を見せていただき，裁判所に来庁した人への環境は整備され，努力もしていると思うが，悩みを抱えていながら裁判所への来庁をとまどっている人に対する情報発信について，何らかの努力をしているか。

簡易裁判所で扱う事件を説明したリーフレットについては，法テラスや消費生活センター等の各種関係機関に適宜の部数を持参して，相談者の目の触れる場所に備え置いていただくようお願いしている。

リーフレットを備え置いている各種関係機関が裁判所の各種制度を理解していないこともあるかと思うが，それについてはどのような説明や交流を行っているのか。

例えば，給与の未払問題に悩んでおられる方の多くは，労働基準監督署でのあっせんなどを申請される例が多いが，そこで問題が解決しない場合，労働基準監督署では，簡易裁判所での少額訴訟制度や地方裁判所での労働審判制度の説明をされるようであり，裁判所としても，労働基準監督署に少額訴訟や労働審判のパンフレット類をお持ちして，担当者との意見交換を行ったりしている。

裁判所のリーフレットやパンフレットについては，バスセンターにも備え付けられているが，そういったリーフレット等を設置している窓口担当者が多少なりとも制度等の説明ができるような努力をしていただきたい。

調停事件の場合、なかなか調停成立は難しいと思われるが、調停成立の割合はどの程度か。

正確な数字を持ち合わせていないが、事件の種類によっても調停成立の割合は異なり、例えば、特定調停などは8割、9割を超えるような割合で調停成立しているというのが感触である。その他の調停については、紛争が根深かい場合は合意が調わず、不成立という形で終局するものもあるが、成立する事件もあるので、裁判所としての役割は果たせていると考えている。

交通事故などの調停事件は、お互いに譲らず、訴訟で解決されることも多いと思われる。

調停の場合、出頭しなくても罰則はないため、期日に出頭しないというケースが相当あると思われるがどうか。

調停期日に正当な事由がなく出頭しない場合には、過料の制裁という規定が設けられており、現実問題として、相手方の不出頭も一定の割合で存在しているが、裁判所からの通知が来たということで出頭していただけているのが現実である。

調停のリーフレットには、「全体の90%以上が3か月以内に解決されています。」と書いてあるが、このような状況か。

特定調停は、利息制限法を超える金利で貸金業者がお金を貸している場合に、それを利息制限法の利率に引き直して再計算し、残額を向こう3年から長くても5年以内に返済し終えるという内容での解決を図っているが、この内容については、ごく一部の中小の企業や法律上の問題がある場合を除き、大手の金融機関では応じており、多くの特定調停事件は円満に解決していると考えている。

裁判所データブックによれば、調停の大部分が、調停成立又は調停に代わる決定で終局している。申立人代理人として調停にかかわることもあり、調停が成立せずに訴訟になるケースも当然あるが、かなりの割合が調停で解決しているという感覚を持っている。

なお、裁判所データブックでは、調停の事件数は減り、簡裁の訴訟事件が増加しているが、この原因分析は行っているか。

調停事件の減少については、特定調停事件が大幅に減少したことに尽きる。その原因については、利息制限法の利率に引き直して再計算した結果、過払金が発生する場合は債務者に返還するということが判例上確立し、その結果、債務の残っている人が少なくなったということだと考えている。

訴訟事件が増加した原因についてはどうか。

訴訟事件の増加については、過払金返還請求訴訟の増加が非常に大きな原因であると考えている。

また、弁護士数の増加や、司法書士が簡易裁判所の民事事件の代理業務が行えることとなり、そういった法曹人口の増加に伴って、調停よりは訴訟の方が手っ取り早いという傾向が出たのかもしれない。特定調停では、残債務額を確定させ、支払方法などを話し合う形で進められていたが、今や過払金としてどれだけ返還してもらえるかという話にシフトしており、平成21年までは、最初から訴訟の形で過払金返還請求を行うケースが急激に増え、平成22年にはピークを越えて減少に転じつつある。

簡易裁判所の訴訟事件が増加した原因として、簡易裁判所で扱える事件の上限が、90万円以下の紛争から、140万円以下の紛争に上がったこともある。

受付相談センターで法律相談が行えないことについて、利用される方々の反応はどうか。

多くの方々には御理解いただいているが、中には、「困っている者の味方が裁判所じゃないのか。」などの御意見を頂くこともあり、御理解いただくのに苦慮することもある。

6【次回のテーマについて】

裁判員裁判の運用が開始され、ある程度のデータが蓄積していると思われるので、一度整理して説明していただきたい。また、近年、検察審査会が

注目されており，同じ証拠でありながら，市民が入ることにより結論が変わるのかどうかということが非常に分かりにくいいため，可能であれば，そのような点なども説明していただきたい。

裁判員裁判を運用していく中で見えてきた課題や，裁判員裁判になじまない事件，特に性犯罪事件については少し考えてもらいたいということもあるため，そのようなテーマを本委員会で取り上げていただきたい。

検察審査会議は非公開手続であり，外からでは見えにくい部分もある。

裁判員裁判の運用関係については，次回の委員会時には制度開始後2年が経過しており，その時点での運用状況や課題をテーマにすることが考えられる。

裁判員裁判の運用については，個別の内容に踏み込まず，制度的にどうかというレベルであれば，テーマになり得ると思う。

裁判員裁判については，制度開始前から地方裁判所委員会でもかなり議論されており，それらの議論と現状がどのようなかみ合わせになっているかを検討することは意味があると思う。

具体的な内容等は法曹三者の委員で調整することとして，次回のテーマとしては，「裁判員裁判の運用状況」でよろしいか。

（委員了承）

7【次回期日】

平成23年7月5日（火）午後3時

(資料 1)

広島地方裁判所委員会 (第 2 2 回) 進行次第

期日 平成 2 3 年 2 月 1 8 日 (金) 午後 3 時

場所 広島地方裁判所大会議室 (南棟 3 階)

1 議事

(1) 裁判官の研修制度について

(2) 簡易裁判所の民事事件について

2 次回のテーマについて

3 次回期日について

(資料2)

裁判官研修(司法研修所実施分)の概要

| | | |
|----------|---------|---|
| 職務導入研修 | 判事補 | 裁判官としての基盤を固めるとともに、専門性修得の足がかりを持つことを目標として、自己研鑽とOJTを基本とした主体的・自律的な成長を支援するための研修を実施 |
| | 判事 | 初めて判事に任官した直後に、中堅裁判官としての役割を十分に果たすことができるよう支援するための研究会や、部総括裁判官や支部長に新たに発令された者に対し、組織や人事の管理に関する研修を中心とする研究会を実施 |
| | 簡易裁判所判事 | 新任簡易裁判所判事に対し、配属先の簡易裁判所などでの研修のほか、司法研修所において、職務導入のための研修を2回実施 |
| 裁判分野別研究会 | 基本分野研究会 | 民事、刑事、家事、少年という基本的な分野について、その時々ニーズに応じたテーマを設定し、現にその分野を担当している裁判官を対象に、意見交換、協議を中心とする研究会を実施 |
| | 専門分野研究会 | 多様化・専門化する案件に適切に対応するため、専門性を獲得し、深化させるための契機とする目的で、行政・労働事件のほか、知的財産権に関する事件、税務・会計、医療等の専門的知見を要する分野に関する事件について、各種の専門分野研究会を実施 |
| | 特別研究会 | 上記のほか、必要に応じて随時実施 |
| 総合分野研究会 | 裁判基盤研究会 | 裁判官の視野を広め、識見を高めることを目的として、裁判と社会との関わり、あるいは紛争の背景にある社会・経済構造等を探求する研究会を実施 |
| 派遣型研修 | | 経済の実情などについての理解を深めるとともに、裁判官としての視野を広げ、識見を高めることを目的に、一定の期間、民間企業等において、その業務を見学したり、体験したりする研修を実施 |

(資料3)

簡易裁判所の紛争解決手続

| | 調停 | 支払督促 | 小額訴訟 | 通常訴訟 |
|-------|---|--|--|--|
| 手続の特徴 | <p>話し合いで円満な解決を図る手続</p> <p>裁判官と、社会的経験や専門的な知識を持った2人以上の調停委員からなる調停委員会が、当事者の間に入り話し合いで円満に紛争を解決しようとする手続。当事者が納得するまで話し合うことが基本なので、実情にあった円満な解決が期待できる。申立ての手数料は、訴訟の半額程度である。</p> <p>調停成立 話し合いがまとまった場合には、その合意内容は調停調書に記載される。この調書は、判決と同じ効力を持つ。</p> <p>調停不成立 相手が出頭しない場合や、話し合いがまとまる見込みがない場合は、手続を終了する。</p> | <p>書面審査で行う迅速な手続</p> <p>金額の多少にかかわらず、金銭の支払を求める場合に利用でき、申立人の申立てに基づいて、相手方に支払を命じる手続。書類の審査のみで行うので、審理のために申立人が裁判所に来る必要がない。申立ての手数料は、訴訟の半額である。</p> <p>支払督促の効力 相手方から異議の申立てがなく確定すると、仮執行宣言付支払督促は確定判決と同じ効力を持つ。</p> <p>支払督促に対する異議申立て 相手方から異議の申立てがあると、当然に通常の訴訟手続に移る。異議申立て後の訴訟は、請求の額に応じて、支払督促を発付した簡易裁判所又はその簡易裁判所を管轄する地方裁判所で行われる。</p> | <p>1回の審理で行う迅速な手続</p> <p>60万円以下の金銭の支払を求める場合に利用できる手続で、原則として1回の期日で審理を完了して直ちに判決を言い渡す手続。紛争の内容があまり複雑ではなく、証拠となる書類や証人をその場ですぐに調べることができる場合に、この手続の利用が考えられる。</p> <p>通常訴訟への移行 相手方の申述又は裁判所の判断により、通常訴訟手続に移行する場合もある。</p> <p>不服申立ての方法 判決に対して不服があれば、異議の申立てのみを行うことができる。控訴をすることはできない。異議後の判決に対しては不服を申し立てることはできない。</p> | <p>判決によって解決を図る手続</p> <p>裁判官が、法廷で、双方の言い分を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続。お互いの言い分が食い違い、話し合いによって解決することが難しい場合は、この手続によることが考えられる。簡易裁判所は、紛争の対象となっている金額が140万円以下の事件を取り扱う。</p> <p>不服申立ての方法 判決に対して不服があれば、控訴をすることができる。その場合は、地方裁判所で審理される。</p> |
| 手続の流れ | <pre> graph TD A[申立て] --> B[期日指定] B --> C[調停期日の通知] C --> D[調停期日 ・成立 ・不成立 ・調停に代わる決定] </pre> <p>※ 調停期日で話し合いがまとまらなかったが、次の調停期日でまとまる可能性があると判断した場合は、調停期日が続けることがある。</p> | <pre> graph TD A[申立て] --> B[支払督促発付] B --> C[受領] C --> D[仮執行宣言申立て] D --> E[仮執行宣言付 支払督促発付] E --> F[受領] F --> G[確定] F --> H[異議申立て] H --> I[通常訴訟に移行] </pre> | <pre> graph TD A[申立て] --> B[期日指定] B --> C[口頭弁論期日の連絡] C --> D[口頭弁論期日(審理) ※原則として1回] D --> E[小額訴訟判決言渡し] D --> F[和解] E --> G[判決正本受領] G --> H[確定] G --> I[異議申立て] I --> J[口頭弁論期日] J --> K[判決言渡し(確定)] K --> L[判決正本受領] </pre> | <pre> graph TD A[申立て] --> B[期日指定] B --> C[口頭弁論期日の連絡] C --> D[口頭弁論期日(審理)] D --> E[判決言渡し] E --> F[和解] E --> G[判決正本受領] G --> H[控訴] G --> I[確定] H --> J[広島地方裁判所へ] </pre> |

調停で約束されたことが行われ
仮執行宣言付支払督促正本を受領したのに支払がない
判決正本を受領したのに判決の内容が行われ

地方裁判所(又は執行官)へ**強制執行**の申立て

※小額訴訟判決及び小額訴訟和解については簡易裁判所でも申立てできます

【主な強制執行手続の種類】…差し押さえる財産や勤務先(給料の支払先)などは、自分で調査する必要があります。

- 1 不動産(土地、建物)、動産(家財道具、貴金属など)の差押え
相手方の財産の差押え→→→財産の売却→→→売却代金の中から、お金を受け取ることができる(配当手続)。
- 2 給料の差押え
相手の給料の1/4の差押え→→→勤務先から直接お金を受け取ることができる(請求できる金額に達するまで)。